

みやざきの農業・農業者を支える

日本型直接支払制度 について

①中山間地域等直接支払制度 ②多面的機能支払制度 ③環境保全型農業直接支払制度

① 中山間地域等直接支払制度の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等で、農業生産条件の不利を補い、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

農業生産活動を継続するための活動

(水路や農道の管理活動、鳥獣被害防止対策、周辺林地の管理活動など)



農道の管理活動



鳥獣被害防止柵の設置



周辺林地の管理活動

体制整備のための前向きな取組

(機械の共同利用、自己施行による農道整備、持続可能な生産体制整備など)



機械の共同利用



自己施行による
農道整備



棚田オーナー制度

加算措置

地域農業の維持・発展のための一定の取組を行う場合、追加的な支援も行います。

(超急傾斜農地の保全活動や複数の集落で将来の集落維持に向けた活動体制づくりの支援など)

交付単価

(円/10a)

田		畑		草地		採草放牧地		
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	草地比率の高い 草地 (寒冷地)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,500	1,000	300

対象地域：特定農山村法、山村振興法、過疎法などの法指定地域及び、農林統計上の中山間地域や法指定地域に隣接する農用地。

対象者：集落協定等に参加して、5年間以上継続して、耕作や農用地等の管理を行う農業者等。

※制度の詳細については、市町村担当課もしくは最寄りの農林振興局（西臼杵支庁）にお問い合わせください。

② 多面的機能支払制度の概要

農業・農村の国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。



農地維持支払交付金

農業者のみで構成する組織でも取り組みます。

農地の保全



水路の保全



農道の保全



自治会

水土里ネット
水利組合等



地域の発展

資源向上支払交付金(共同活動)

地域住民を含む組織で取り組みます。

水路の保全



地域住民との交流



学校教育との連携



生態系の保全



資源向上支払交付金(長寿命化)

農業者のみで構成する組織でも取り組みます。



多面的機能支払交付金を活用しよう

基本交付単価

(単位: 円/10a)

地目	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動) ※1, 2, 3	①と②に 取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化) ※4, 5	①, ②及び③に 取り組む場合 ※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 ※7	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1: 農地・水保管理支払の取組を含め5年以上継続している農用地は、②に0.75を乗じた単価が適用されます。

※2: ②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組む必要があります。

※3: 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区は、②の単価は5/6を乗じた単価となります。

※4: 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新を実施します。

※5: 本単価は、交付上限額になります。

なお、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額となります。

※6: ①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は75%となり、田の場合、合計で9,200円/10aとなります。

※7: 畑には樹園地を含みます。

③ 環境保全型農業直接支払制度の概要

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

化学肥料・化学農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う次の営農活動

地球温暖化防止効果の高い取組

(カバークロープ(緑肥)の作付け、炭素貯留効果の高い堆肥の施用など)



カバークロープ
(緑肥)の作付け



堆肥の施用

取組名	単位当たり温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年/100ha)	自動車台数換算削減量 (台/年/100ha)
カバークロープ	272	118
堆肥の施用	164	71

・平成29年度に県が行った調査では、カバークロープの取組で、自動車118台分のCO₂削減量(100haあたり)があることが分かりました。

生物多様性保全効果の高い取組

(有機農業、冬期湛水管理など)

取組名	実施区スコア		対照区スコア	
	クモ・トンボ類	水生コウチュウ類	クモ・トンボ類	水生コウチュウ類
有機農業	5	2	1	2
冬期湛水	3	2	0	0

・平成29年度に県が行った調査では、実施区ではクモ類・トンボ類等、対照区よりも多くの指標となる昆虫が確認できました。



有機農業



冬期湛水管理

交付単価

	対象取組	交付単価 (円/10a)
全国共通取組	カバークロープ(緑肥)の作付け(うち、ヒエを使用する場合)	8,000 (7,000)
	たい肥の施用	4,400
	有機農業(うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000 (3,000)
地域特認取組	IPMの実践、バンカープランツの植栽	8,000
	リビングマルチ	5,000~8,000
	冬期湛水管理	4,000~8,000
	草生栽培	5,000

【平成30年度からの変更点】

- ①国際水準GAPに取組むことが要件となります
※指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めものではありません。
- ②複数取組支援は廃止されます
- ③配分に当たっては全国共通取組が優先されます

対象者：農業者の組織する団体・一定の条件を満たす農業者

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

※制度の詳細については、市町村担当課もしくは最寄りの農林振興局(西臼杵支庁)にお問い合わせください。

各地で地域の絆が深まっています。

～多面的機能支払の活動に参加してみませんか～

きゃべつ畑のひまわり祭り



- 染ヶ岡地区環境保全協議会（高鍋町）
- ・ひまわりを緑肥として植え（81haに1,100万本）、2日間で1万人の来場があり、町を代表するイベントに発展
- ・平成26年度農林水産祭むらづくり部門で「内閣総理大臣賞」受賞
- ・平成29年度第1回美しい宮崎づくり大賞で「水と緑の景観賞」受賞



- 一里山ふるさとづくり推進協議会（宮崎市）
- ・芝桜の植栽で1万人が訪れる観光地に発展
- ・平成27年度全国花のまちづくりコンクールで「団体部門優秀賞」を受賞
- ・平成28年度県地域づくり顕彰で奨励賞を受賞

お問い合わせは、各市町村の担当部・課へお願いします。

県の担当課は下記のとおりとなります。

宮崎県農政水産部 農村整備課農村地域保全担当	電話 0985-26-7143		
県各出先機関 担当課	①中山間地域等直接支払制度	②多面的機能支払制度	③環境保全型農業直接支払制度
宮崎県中部農林振興局	地域農政企画課 電話 0985-26-7279	農村整備課 電話 0985-26-7281	農畜産課 電話 0985-26-7280
宮崎県南那珂農林振興局	農政水産企画課 電話 0987-23-4312	農村整備課 電話 0987-23-4315	農畜産課 電話 0987-23-4313
宮崎県北諸県農林振興局	地域農政企画課 電話 0986-23-4507	農村計画課 電話 0986-23-4514	農畜産課 電話 0986-23-4509
宮崎県西諸県農林振興局	地域農政企画課 電話 0984-23-3165	農村計画課 電話 0984-23-4187	農畜産課 電話 0984-23-3166
宮崎県児湯農林振興局	地域農政企画課 電話 0983-22-1364	農村計画課 電話 0983-22-1367	農畜産課 電話 0983-22-1365
宮崎県東臼杵農林振興局	農政水産企画課 電話 0982-32-6135	農村計画課 電話 0982-32-6137	農畜産課 電話 0982-32-6136
宮崎県西臼杵支庁	農政水産課 電話 0982-72-2108	農政水産課 電話 0982-72-2108	農政水産課 電話 0982-72-2108
② 宮崎県多面的機能推進協議会（県土地改良事業団体連合会）		電話 0985-24-3361	

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます
 農林水産省 日本型直接支払について <http://www.maff.go.jp/j/nousin/index.html>